

愛知県における化学物質の環境への排出量等（2022年度分）について

第1 2022年度の排出量等集計結果について

1 届出排出量、届出取扱量等の概要

2022年度の本県の届出排出量は8,343トンで、2021年度と比較すると335トン（3.9%）減少しました。また、届出取扱量は2,545,297トンで、2021年度と比較すると604,090トン（19.2%）減少しました。

表1 届出排出量・届出取扱量等

	届出事業所数 (件)	届出排出量 (トン)	届出移動量 (トン)	届出取扱量 (トン)
2022年度	1,866	8,343	36,006	2,545,297
2021年度	1,911	8,678	34,514	3,149,387
前年度差	△ 45	△ 335	1,492	△ 604,090
増減率	△ 2.4%	△ 3.9%	4.3%	△ 19.2%

2 「全排出量」の構成

「全排出量」は、県内1,866の事業所から届出された「届出排出量」と、届出対象とはならない事業所や家庭、自動車等からの排出量を国が推計した「届出外排出量」の合計です。

2022年度の本県の「全排出量」は19,077トンで、2021年度と比較すると231トン（1.2%）減少しました。

全排出量の内訳では、事業者からの排出量（届出対象の事業所8,343トンと届出対象とならない事業所6,185トンの合計）が76.2%（14,528トン）を占めています。

表2 全排出量の前年度比較

	全排出量(トン)						合計 (トン)
	届出排出量 (トン)	届出外排出量(トン)					
		届出外 対象業種	非対象業種	家庭	乗り物 (自動車など)	小計	
2022年度	8,343	3,001	3,184	1,961	2,587	10,734	19,077
2021年度	8,678	2,906	2,999	2,123	2,602	10,630	19,308
増減	△ 335	95	185	△ 162	△ 15	104	△ 231
増減率	△ 3.9%	3.3%	6.2%	△ 7.6%	△ 0.6%	1.0%	△ 1.2%

(注) 届出外対象業種：届出対象業種（製造業など24業種）のうち、年間の取扱量又は従業員数が届出対象未満である事業者

非対象業種：届出対象となっていない業種（農業、建設業、飲食業等）の事業者

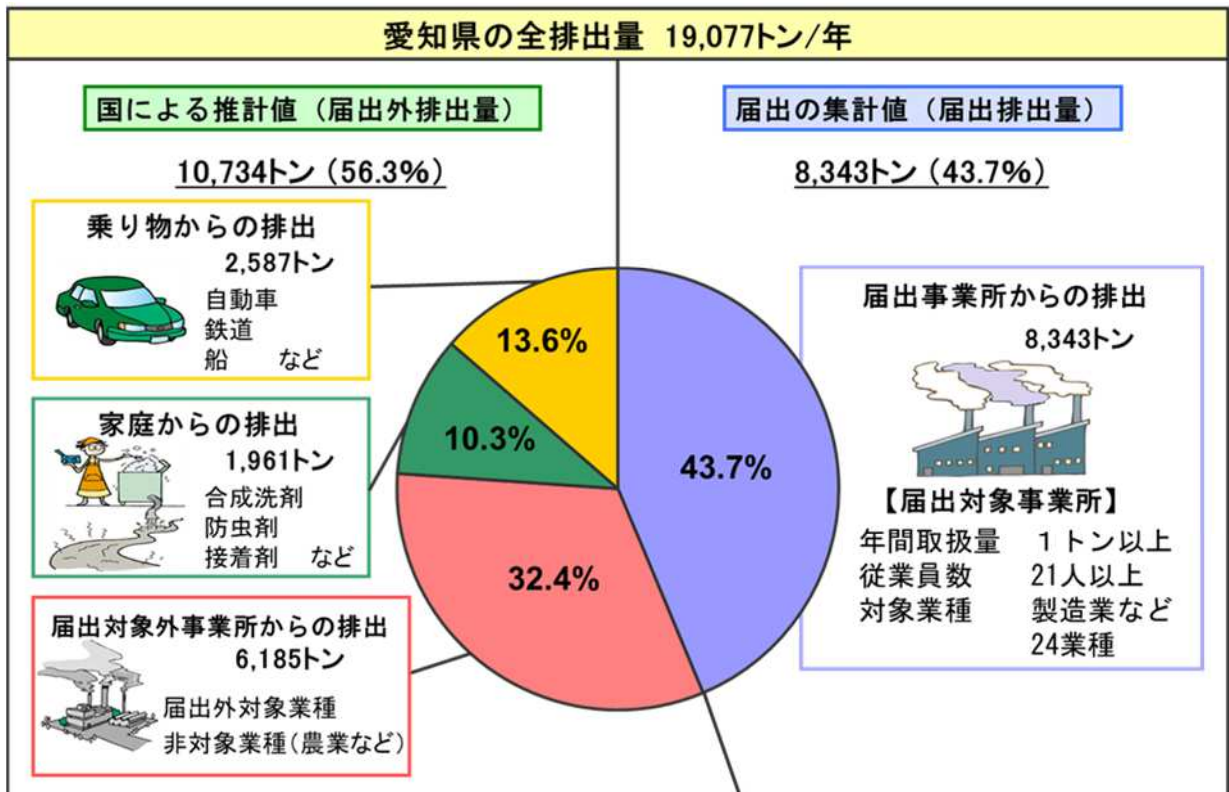


図1 全排出量の構成

3 排出量の上位5物質

届出事業所、家庭、乗り物から排出される物質のうち、排出量の多い上位5物質はそれぞれ次のとおりです。

表3 届出事業所からの排出量

	届出排出量(トン)						合計(トン)
	①トルエン	②キシレン	③エチルベンゼン	④ノルマルーヘキサン	⑤塩化メチレン	その他物質	
2022年度	2,899	1,561	1,094	685	423	1,681	8,343
2021年度	3,043	1,588	1,056	740	474	1,777	8,678
増減	△ 144	△ 27	38	△ 55	△ 51	△ 96	△ 335
増減率	△ 4.7%	△ 1.7%	3.6%	△ 7.4%	△ 10.8%	△ 5.4%	△ 3.9%

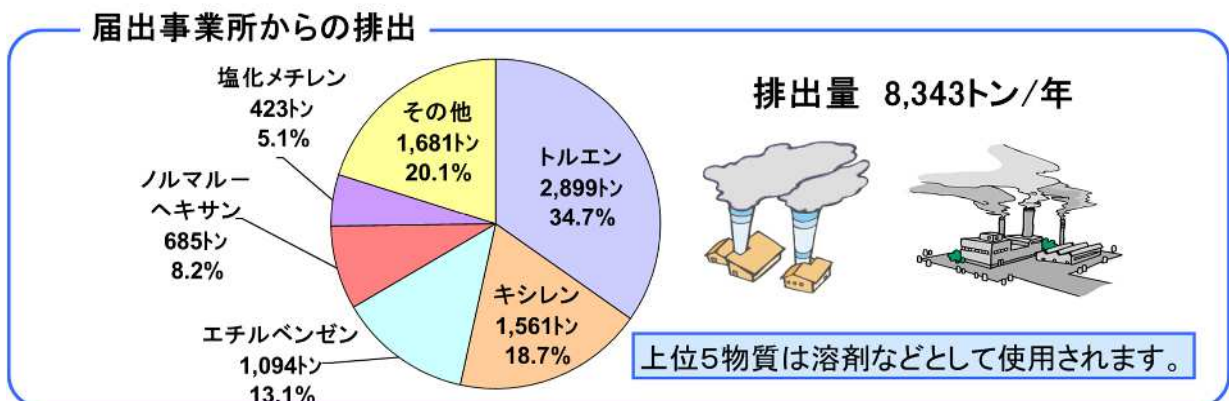


図2 届出事業所からの排出物質の割合

表4 家庭からの排出量

	家庭からの排出量(トン)						合計(トン)
	①ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	②ジクロロベンゼン	③直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	④ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	⑤2-アミノエタノール	その他物質	
2022年度	705	357	242	197	116	345	1,961
2021年度	683	434	242	180	174	410	2,123
増減	22	△ 77	0	17	△ 58	△ 65	△ 162
増減率	3.2%	△ 17.7%	0.0%	9.4%	△ 33.3%	△ 15.9%	△ 7.6%

＜排出量の多い物質の主な用途＞

- ・ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテルは、家庭の台所用合成洗剤や洗濯用合成洗剤などに使われています。
また、化粧品のクリームやローションなどにも使用されています。
- ・ジクロロベンゼンは、家庭で使用される衣類の防虫剤やトイレなどの防臭剤が主な排出源となっています。
- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は、一般には LAS といわれており、そのほとんどが家庭の洗濯用合成洗剤として使われています。
- ・ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウムは、シャンプーの基材として使われています。
- ・2-アミノエタノールは、家庭用や業務用の洗剤や洗浄剤の中和剤、金属腐食防止剤などに使われています。

(出典：環境省「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」)

家庭からの排出

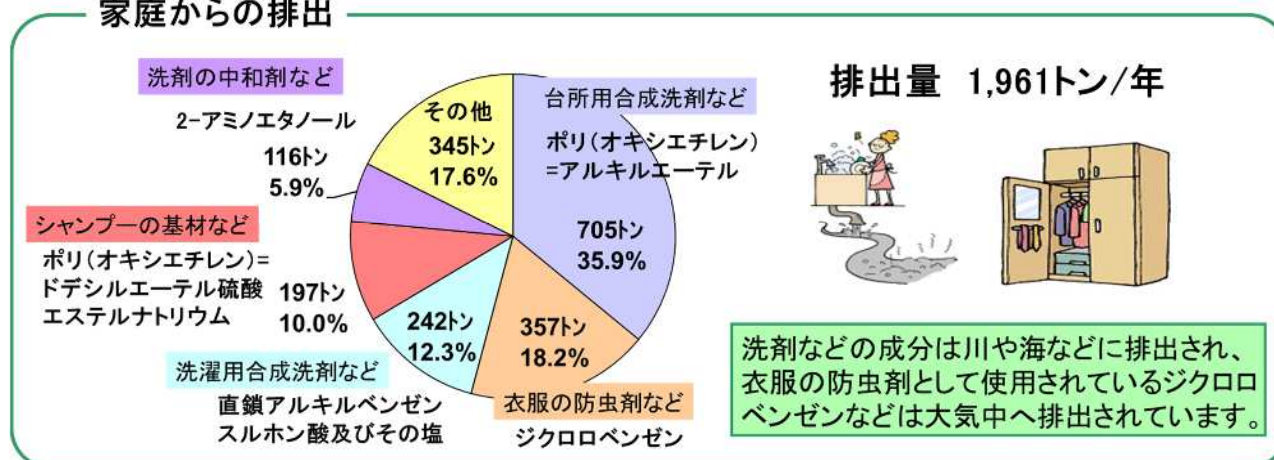


図3 家庭からの排出物質の割合

表5 乗り物（自動車など）からの排出量

	乗り物(自動車など)からの排出量(トン)						合計(トン)
	①トルエン	②キシレン	③ホルムアルデヒド	④ベンゼン	⑤ノルマルヘキサン	その他物質	
2022年度	954	543	226	225	184	454	2,587
2021年度	964	549	218	227	187	457	2,602
増減	△ 10	△ 6	8	△ 2	△ 3	△ 3	△ 15
増減率	△ 1.0%	△ 1.1%	3.7%	△ 0.9%	△ 1.6%	△ 0.7%	△ 0.6%

乗り物(自動車など)からの排出

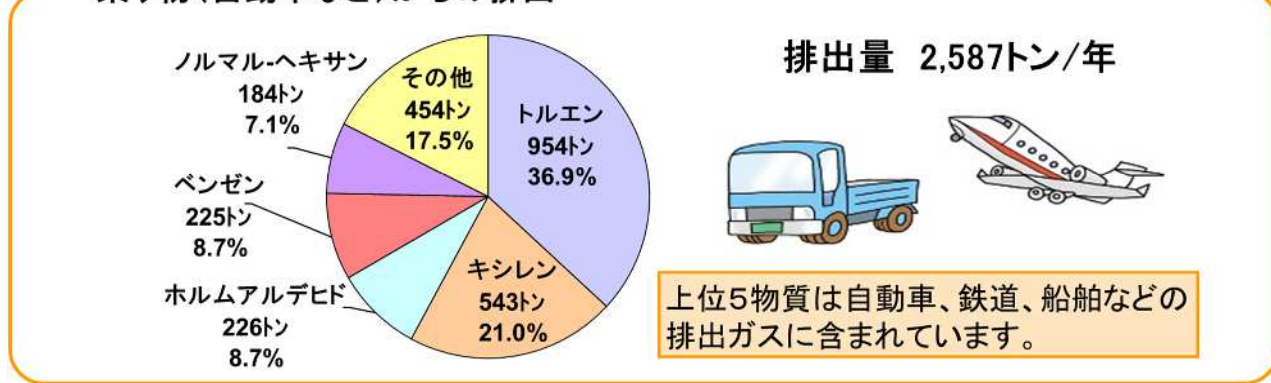


図4 乗り物からの排出物質の割合

第2 排出量の推移について

集計を開始した2001年度と比較すると、2022年度の全排出量は47,174トン(71.2%)減少し、このうち、事業者からの排出量は43,343トン(74.9%)減少しました。

また、2022年度の「届出取扱量」に対する「届出排出量」の割合は0.33%であり、条例により集計が始まった2004年度(0.61%)から45.9%減少しており、化学物質の排出抑制に係る事業者の取組が進んでいると考えられます。

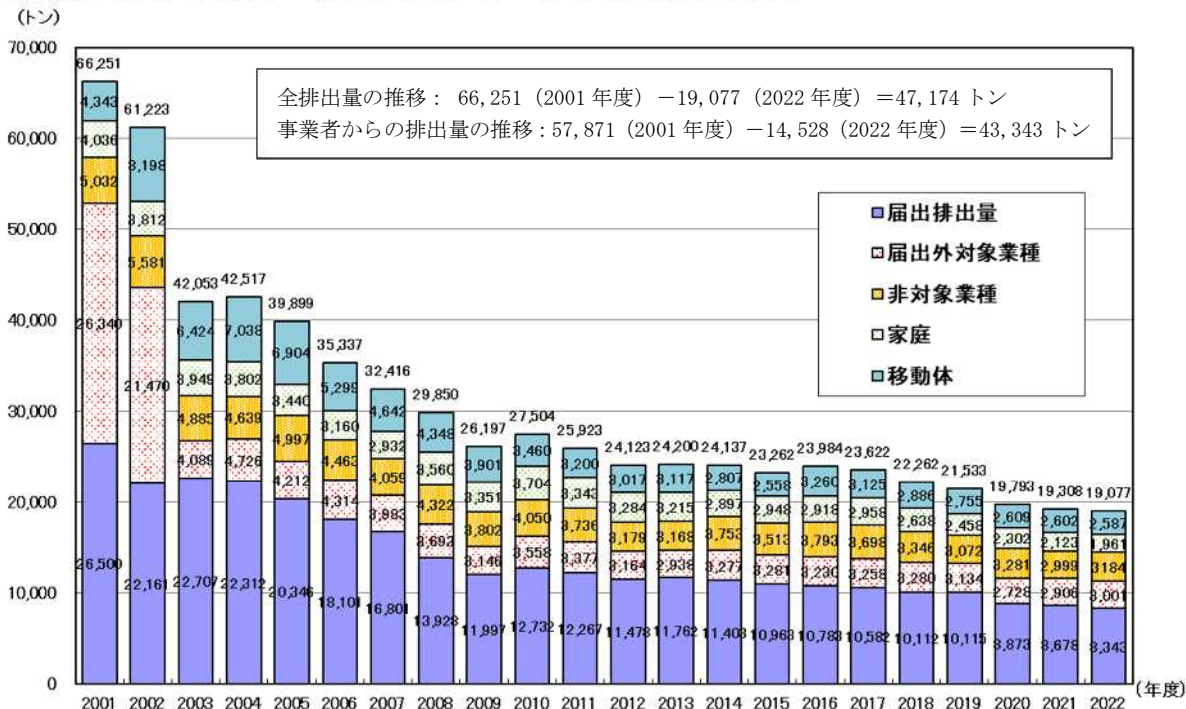


図5 全排出量の推移



(注) 2010 年度から届出対象物質が 354 種類から 462 物質に変更されている。

図 6 届出取扱量に対する届出排出量の割合の推移

第 3 他都道府県との排出量等の比較

排出量等の全国の上位 5 都道府県は次のとおりで、愛知県は届出排出量、全排出量及び届出移動量が全国第 1 位となっています。

表 6 排出量等の上位 5 都道府県

(トン)

順位	届出排出量		届出外排出量		全排出量		届出移動量	
1	愛知県	8,343 (8,678)	東京都	12,173 (11,776)	愛知県	19,077 (19,308)	愛知県	36,006 (34,514)
2	静岡県	7,313 (7,607)	愛知県	10,734 (10,630)	東京都	13,379 (13,190)	岡山県	18,016 (15,528)
3	広島県	6,766 (7,058)	北海道	10,419 (10,397)	静岡県	13,152 (13,595)	山口県	15,417 (15,561)
4	埼玉県	5,383 (5,347)	大阪府	8,398 (8,154)	埼玉県	12,657 (12,719)	兵庫県	14,530 (15,467)
5	福岡県	5,325 (4,850)	千葉県	8,337 (8,424)	茨城県	12,570 (12,939)	大阪府	14,489 (16,626)
	全国合計	122,313 (125,452)	全国合計	186,938 (187,676)	全国合計	309,252 (313,128)	全国合計	247,081 (259,236)

※表中の () 内の数値は 2021 年度における排出量等

▼ 詳細は、以下の愛知県 Web ページ（化学物質と P R T R）を御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/syuukeikekka.html>

※ この資料に記載している排出量等の集計値については、表示単位未満を四捨五入により端数処理をしているため、合計等の値が各数値を合計した値と異なる場合があります。

また、割合 (%) は小数第 2 位を四捨五入により端数処理しているため、各項目の合計値が 100% にならない場合があります。

なお、2001 年度から 2021 年度データについては、2023 年 6 月の前回公表後に変更された届出内容を反映して集計した結果を用いています。

用語等の解説

○ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）の届出対象となる事業者

以下の①から③の要件を全て満たす事業者

①業種 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、医療業、高等教育機関、自然科学研究所

②従業員数 常用雇用者 21 人以上の事業者

③第一種指定化学物質のいずれかを 1 年間に 1 トン以上（特定第一種指定化学物質については 0.5 トン以上）取り扱う事業所を有する事業者又は特別要件施設（廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など）を有する事業者

○ 県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の届出対象となる事業者

化管法の届出対象事業者と同じ。

ただし、廃棄物処理施設や下水道終末処理施設などの特別要件施設は含まれない。

○ 集計対象の化学物質

化管法及び条例により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものや、オゾン層を破壊するおそれがあるもの等として、排出量等の把握・届出が義務付けられている化学物質。

なお、2008 年の化管法施行令改正に伴い、2010 年度から、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更されている（2023 年度分から 515 物質に変更されます）。

○ 届出排出量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、大気や河川などの環境中に排出した化学物質の量

○ 届出移動量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、廃棄物などとして事業所の外へ移動させた化学物質の量

○ 届出外排出量

届出対象事業者以外の排出源から排出された化学物質の量。具体的には、届出対象業種であるが取扱量又は従業員数が届出対象未満である事業者（届出外対象業種）、農業など届出対象業種以外の事業者（非対象業種）、家庭及び移動体（自動車等）から環境中に排出された化学物質の量を国が推計したもの。

○ 届出取扱量

条例により届出対象となる事業者が自ら把握した、化学物質を製造又は使用した量